

## 業務仕様書

### 1 委託業務名称

「UBE現代日本彫刻展 2027」PR展企画運営業務

### 2 目的

福岡国際センターで 2026 年 10 月 1 日～4 日に開催される「アートフェアアジア福岡 2026」にPRブースを出展します。本業務は、九州・アジア圏のアートファンやアーティストが多く来場する同イベントへの出展を最大限に生かし、2027 年に開催するUBE現代日本彫刻展 2027 の開催を広く周知するとともに、出品作品への興味関心を引き出し、同展への来場につなげることを目的とします。

### 3 彫刻事業の概要

本市では、1961 年から野外彫刻の国際コンクールを開催しています。2024 年 3 月 26 日に「最も長く続いている野外彫刻展」としてギネス世界記録®にも認定され、日本におけるアートによるまちづくりの先駆的事业として歴史的に重要であるとともに、本市のまちづくりに大きな役割を果たしています。

今後も長く市民に愛され、多くのアーティストが参加し、県内外からの来場者でにぎわう「彫刻のまち」としていくため、2025 年に、2 年に一度のビエンナーレ形式から 3 年に一度のトリエンナーレ形式に改め、今回は 2027 年に本展を開催します。

これまでの歴史や開催概要については、野外彫刻展ウェブサイト ([sculpture-ubecity.com](http://sculpture-ubecity.com)) を参照してください。

### 4 PR展の概要

「アートフェアアジア福岡 2026」の出展条件は、以下の通りです。

- (1) ブースサイズ (目安) 19.44 m<sup>2</sup> ※壁面高 3m
- (2) 搬入日 2026 年 9 月 30 日、10 月 1 日午前
- (3) 搬出日 2026 年 10 月 4 日
- (4) 会 期 2026 年 10 月 1 日～4 日 ※VIP Preview: 10 月 1 日
- (5) 時 間 1 日: 13～19 時、2・3 日: 11 時～19 時、4 日: 11 時～18 時
- (6) 会 場 福岡国際センター (福岡県福岡市博多区築港本町 2-2)
- (7) 主な展示物 「UBE現代日本彫刻展 2027」入選模型 15 点

### 5 委託期間

契約締結日から令和 8 年 (2026 年) 11 月 30 日まで

## 6 業務内容

- (1) 契約締結後 1 カ月以内を目安に展示計画書及び会場パース図を作成すること。
- (2) (1) に基づき、造作物・掲示物を設計し、制作すること。  
※U B E 現代日本彫刻展ロゴについては、既存のものをマニュアルに従って使用してください。  
※映像等デジタルコンテンツを制作する場合は、再生に必要な電子機器を手配すること。
- (3) 野外彫刻模型 15 点を展示する展示台を設計すること。  
※制作は含みません。
- (4) (2) で制作する造作物・掲示物の設営を行うこと。  
ただし、野外彫刻模型 15 点の運搬・展示台への展示作業は本市学芸員が行います。
- (5) 会期終了後に、展示台をのぞく設営物を撤収し、処分すること。  
ただし、野外彫刻模型 15 点の梱包・返送は、本市学芸員が行います。
- (6) 会期中に 1 日 1 回（または 1 種）、会場内で実施するイベントを企画・運営すること。イベントの企画にあたっては、実績のあるディレクターを起用し、野外彫刻 15 点の魅力が伝わるよう工夫すること。  
※イベントは各日同一内容でも可とします。
- (7) 会期中に会場内で来場者に配布するノベルティ等の来場特典を制作し、有効に活用すること。特典の配布数は 1,000 部以上とする。
- (8) 開催時間中は、(6)(7)に記載したイベント運営・特典の配布を始め、来場者への声掛け等接客を担う人員を、PR ブース内に 1 名以上配置すること。
- (9) (1)～(3)及び(7)の制作にあたっては、事前に確認データを共有し、本市から要望があった際は、修正を行うこと。
- (10) 実施内容及び記録写真を業務完了報告書として提出すること。

## 7 成果物

6 の業務内容で制作する、展示計画書及び会場パース図、業務完了報告書を PDF 等の電子媒体で提出すること。

## 8 納品場所

宇部市文化振興課

## 9 成果物の著作権等

- (1) 受託者は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作権に係る受託者の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡

し時に本市に無償で譲渡するものとする。

- (2) 受託者は、本市及び本市が指定する第三者に対し、当該著作権に関する著作者人格権のうち、公表権、氏名表示権を行使しないものとする。
- (3) 著作権等で疑義が生じた場合は、本市と受託者とが協議の上決定する。

#### 10 留意事項

- (1) 本仕様書については業務の概要を示したものであり、詳細については本市と受託候補者との協議の上、必要な加除・修正をして確定するものとする。
- (2) 業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (3) 本市と受託者との協議は、必要に応じて行うこと。
- (4) 業務の履行に当たり必要な権利処理は、受託者の責任と費用負担において行うこと。
- (5) 受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (6) 受託者は、業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。
- (7) 本仕様書に定める事項について疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項で必要があるときは、本市と受託者とが協議して定めるものとする。